

# 京都市廃棄物減量等推進審議会 第9回ごみ処理手数料等検討部会

平成17年6月27日  
みやこめっせ 第2・第3会議室

## ( 次 第 )

開 会 14 : 00

### 議 事

- 1 これまでの検討結果のまとめ
- 2 許可業者料金の基本的考え方
- 3 減免措置見直しに向けた各主体の役割分担
- 4 今後のスケジュール
- 5 その他

閉 会 16 : 00

京都市廃棄物減量等推進審議会

ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏名	役職名
きたしま 北嶋 まさひろ 政博	京都百貨店協会 事務局長 (株)藤井大丸 業務推進部長)
くんじま 郡島 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
しのだ 篠田 すすむ 進	京都市小売商総連合会 専務理事
しんかわ 新川 こういち 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
たかつき 高月 ひろし 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
はら 原 つよし 強	コンシューマーズ京都 (京都消団連) 理事長
ほそき 細木 きょうこ 京子	日本環境保護国際交流会
みわ 三輪 ひろし 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
やまね 山根 たくや 拓也	京都環境事業協同組合 理事

(敬称略, 五十音順)

: 部会長

: 副部会長

# 1 これまでの検討結果のまとめ

## (1) 議論の背景

### 制度の歴史的背景

一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）への減免とは、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条\*に基づき、許可業者がクリーンセンターに搬入するごみの手数料を減額していることをいう。

昭和30年代の高度経済成長期以降、経済の発展とともにごみ量が急速に増大していく中で、許可業者は、一般廃棄物の処理責任を負う行政に代わり事業所から出るごみを円滑に処理するという公共的役割を担い、収集作業の特殊性（深夜・早朝収集、毎日収集、年中無休など）等により厳しい労働環境に置かれながら、都市の美化推進を含めた生活環境の保全と公衆衛生の向上に大きく貢献してきた。

減免制度は、昭和38年頃、それまで無料だった清掃工場（現在のクリーンセンター）へのごみの搬入が有料とされたことを契機に、前述のような許可業者の役割・性格に配慮して適用されてきたものであり、これまでごみ処理事業の円滑な運営と公衆衛生確保のために一定の意義があったといえる。

\* 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第38条  
（一般廃棄物処理手数料等の減免）

市長は、特別の理由があると認めるときは、第35条第1項に規定する手数料及び前条第1項に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

許可業者への減免を行う「特別の理由」

公共性...許可業者は行政の代行的役割を担っている

特殊性...収集作業が、深夜・早朝を問わず24時間365日体制である

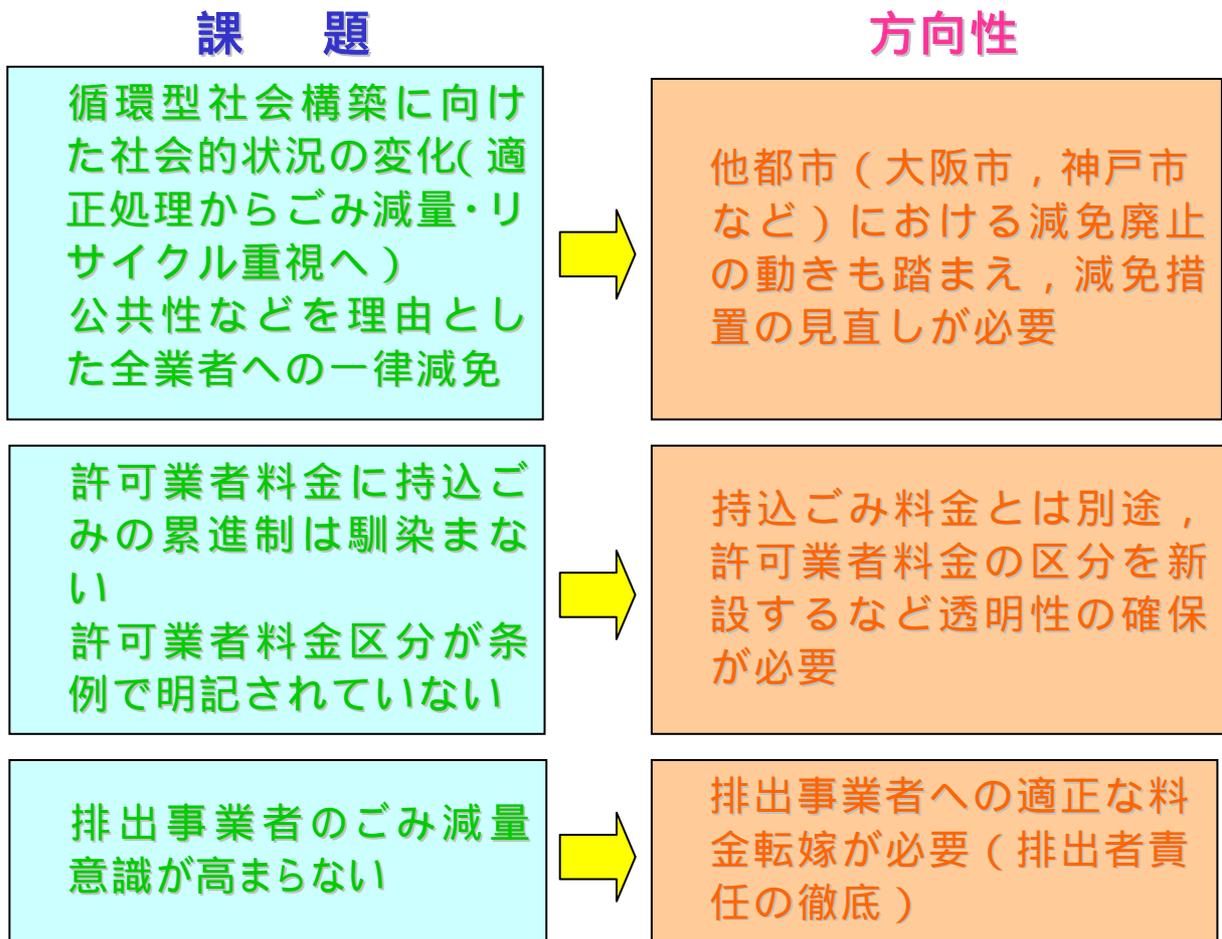
零細性...許可業者の約7割が個人又は小規模事業者である

### 減免率の推移

制度導入当初（昭和38年）は減免率80～90%であったが、次第に、安価な搬入手数料の設定による弊害（他都市ごみや産業廃棄物が搬入される危険性、業者間の契約料金の過剰な価格競争による市場の混乱など）が指摘されるようになり、以後、徐々に減免率が引き下げられてきており、現在（平成16年）では、減免率は50%となっている。

## 許可業者料金等に関する課題と方向性

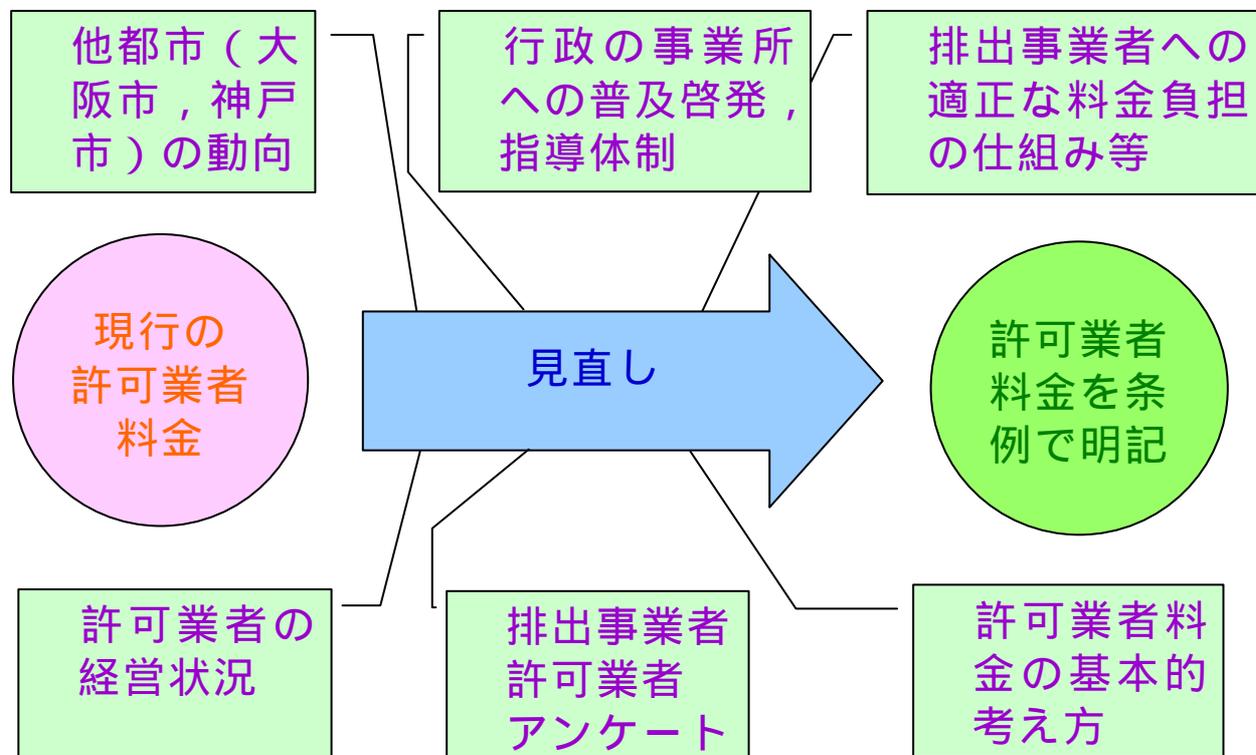
許可業者料金等に関して当部会でこれまで抽出された課題とそれに対する方向性をまとめると、次のようになる。



## 許可業者料金見直しに向けての検討事項

当部会では、現行の許可業者料金の見直しに関し、次の7つの項目について検討を行い、その結果、許可業者料金を廃棄物条例で明記することが最終的な方向性の案として固められた。

7つの項目の内容については、以降で順次概観する。



## (2) 議論の概要

### 他都市（大阪市，神戸市）の現在の動向

#### ア 大阪市

大阪市は、平成13年、審議会から、長期にならない範囲で段階的に減免制度を廃止すべき旨の答申が提出されたことを受け、平成14年に減免率を50%から30%に引き下げた。現在、19年度の減免廃止に向けて取組を継続中である。

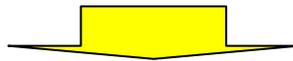
#### イ 神戸市

神戸市は、平成14年に、平成17年4月から減免制度を廃止することを決定した。内容としては、平成15年1月に減免率を83%から50%に引き下げ、平成17年4月から減免廃止するという2カ年の計画であった。しかし、排出事業者・許可業者双方から再考等を求める陳情が市会に提出されたため、現在、減免廃止の時期を2年間延期し、平成19年4月に行うこととしている。

## 許可業者の経営状況

### 【 現 状 】

- ・京都市における許可業者は、車の保有台数が1～3台であるなど、まだまだ小規模な経営状況にある。
- ・許可業者の経営状況は、一般廃棄物の収集運搬以外の事業による収入も含めた会社全体の経常利益で見ても、9割程度が全国平均（TKC経営指標値）よりも低い水準にある。
- ・許可業者の経営は、ほぼすべての業者に一般廃棄物の収集運搬以外の事業による収入があるなど、多角化が進行している。



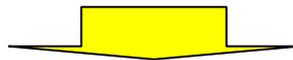
以上の現状を踏まえると、許可業者の経営状況については、次のようにまとめられる。

現状では、経営の多角化は進みつつあるものの、その経営状況は小規模で、ほとんどの許可業者の経常利益は全国レベルより低い状況である。

## 行政の事業者への普及啓発・指導体制

### 【 現 状 】

- ・事業所への京都市のごみ減量指導としては、京都市廃棄物条例により大規模事業所に義務付けられている減量計画書の作成・提出があるが、カバー率は事業所数で1%、ごみ量（焼却量）で30%に過ぎず、また、事業所への立入りを含む減量指導のための専属職員もいない。
- ・事業所へのごみ減量等の普及啓発についても、京都市では関係課が必要に応じて実施しているのみであり、統一かつ総合的な普及啓発組織がない。



以上の現状を踏まえると、行政の事業者への普及啓発・指導体制については、次のようにまとめられる。

ごみ減量・リサイクルの促進に向けては、排出事業者への適正な処理料金の転嫁が必要であり、そのためには行政としても減量計画書の対象事業所の拡大、普及啓発・減量指導体制の強化など、総合的な事業系ごみ対策の仕組みを構築すべきではないか。

## 排出事業者アンケート

### 【アンケート結果の概要】

- ・京都市の排出事業所は、その6割が個人事業所で、政令市の中でもその割合が最も高く、中小零細企業が多いという地域の特徴を有している。
- ・6割の事業者が、最近契約料金の変化がないと回答し、手数料改定による料金転嫁が進んでいないことをうかがわせた。また、契約料金にクリーンセンターへの搬入手数料が含まれていることについては、半数の事業者が知らないという状況である。
- ・許可業者への減免制度はほとんど知られていない。減免制度の今後のあり方については、半数が段階的に見直すべきとした（13ページ参照）。
- ・減免制度見直しによる負担については、「必要なら負担すべきと思うが今はその余裕がない」が3割と最も多く、次いで「努力すれば負担が減る仕組みがあればかまわない」との回答が多かった（14ページ参照）。



以上の結果を踏まえると、排出事業者に関する状況については、次のようにまとめられる。

現状では、手数料の仕組みそのものの周知が不十分である。また、減免制度見直しについて理解はあるものの、中小企業が多く、経営にゆとりがない状況を踏まえれば、早急な料金転嫁は厳しいのではないかと懸念される。

## 許可業者アンケート

### 【アンケート結果の概要】

- ・ほとんどの許可業者は、一般廃棄物の収集運搬以外の事業（産業廃棄物やリサイクル品目の収集運搬など）を行っており、経営の多角化が進んでいる。
- ・搬入手数料改定に伴う排出事業者への料金転嫁は2割程度しか進んでおらず、残りは自社で値上げ分を吸収している状況である。
- ・排出事業者に負担を求めるために必要なこととしては、「行政による普及啓発の徹底」との回答が最も多く、次いで「許可業者料金の条例明記等」が挙げられている。
- ・減免制度の今後のあり方については、「今は残すべき」と、段階的に実施することあるいは転嫁の仕組みが整うことを条件とした「条件付廃止」がそれぞれ半数近くを占めている。



以上の結果を踏まえると、許可業者に関する状況については、次のようにまとめられる。

現状では、経営の多角化が進みつつあるものの、手数料改定による料金転嫁は進んでいない。排出事業者への適正な料金転嫁を進めながら、減免制度は段階的に廃止していくのが妥当ではないか。

## 排出事業者への適正な料金転嫁の仕組み等の構築

### 【現状】

- ・以上見てきたように、排出事業者・許可業者とも経営状況が厳しく、また行政の普及啓発・減量指導体制も不十分な現在の状況下では、短期的な料金転嫁の仕組みを構築することは困難と言わざるを得ない。

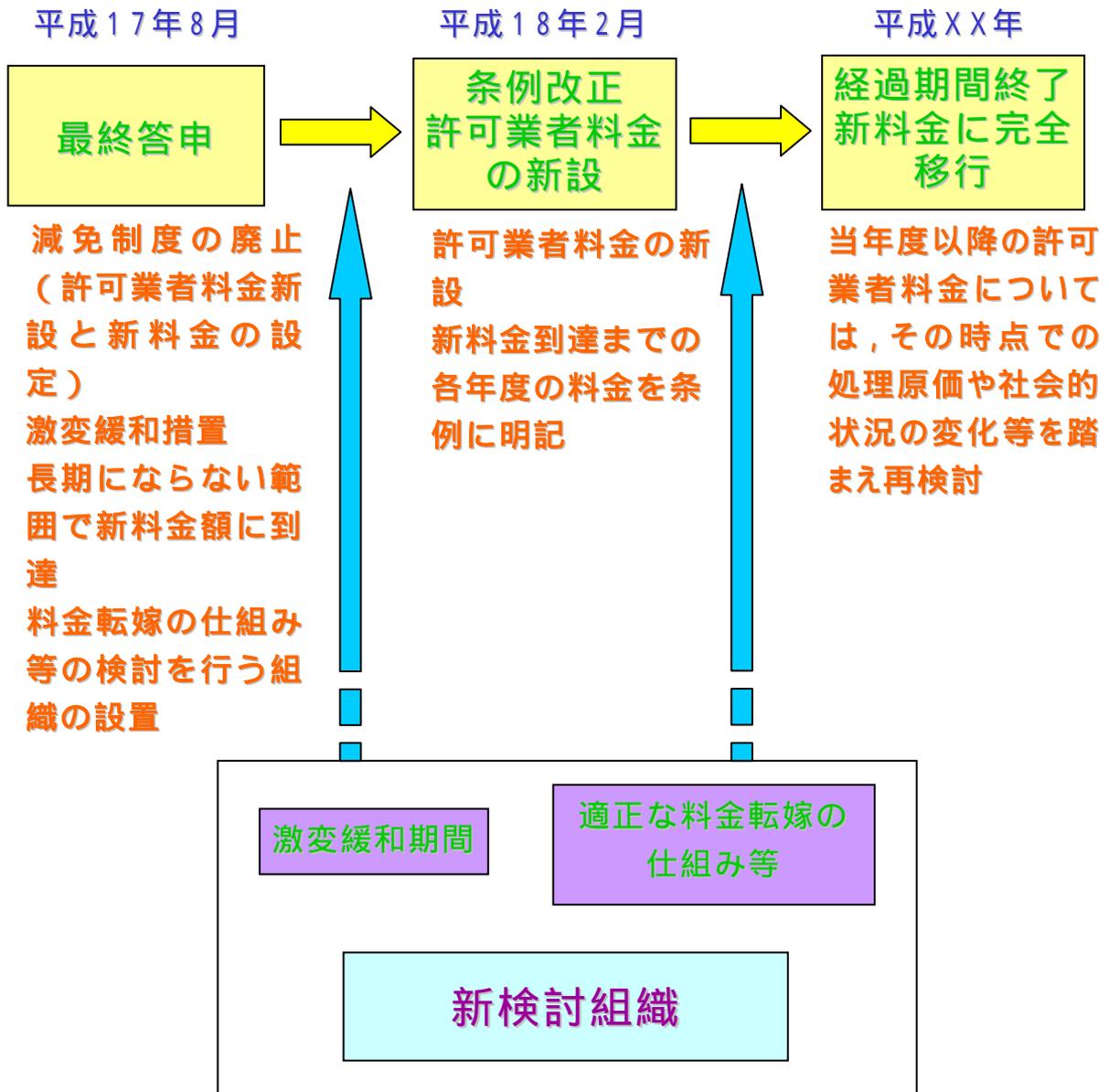


以上の現状を踏まえると、排出事業者への適正な料金転嫁の仕組み等の構築については、例えば次のようなことが考えられる。

排出事業者・許可業者・行政の三者により、料金転嫁の仕組み等に関する新たな検討組織を設置し、効果的な手法等について議論を進めるべきではないか。

### (3) これまでの議論を踏まえた今後の方向性案

以上の議論を踏まえれば、今後の方向性案としては、例えば次のようなものが考えられる。



## 2 許可業者料金の基本的考え方

### (1) 他都市の許可業者料金の状況

政令市における許可業者料金の設定状況は、次のとおりである。

持込手数料に同じ	持込手数料とは別に設定
札幌市 仙台市 千葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 広島市 北九州市 (以上8都市は減免なし)  神戸市... 5割減免 (条例・規則に別個の手数料体系としては明記されていないが、ピラ等で周知が行われている)  福岡市... 6割減免 (条例・規則に別個の手数料体系としては明記されていないが、市議会案件とされている)	大阪市... 7割相当額を設定 (条例・規則に別個の手数料体系として明記)

なお、持込手数料とは別に許可業者料金を設定する際にも、根拠のある持込手数料をベースにして手数料額を検討すべきであると考えられる。

## (2) 17年度持込手数料をベースとした検討

本年7月から実施される持込手数料は、次のとおりである。

第1区分 (0.3 t 以下)	10,000 円 / t
第2区分 (0.3 t 超 1 t 以下)	14,000 円 / t
第3区分 (1 t 超)	18,000 円 / t

これをベースとして、前回改定時(平成13年度)と同様の設定方法で許可業者料金を算出すると、次のようになる。

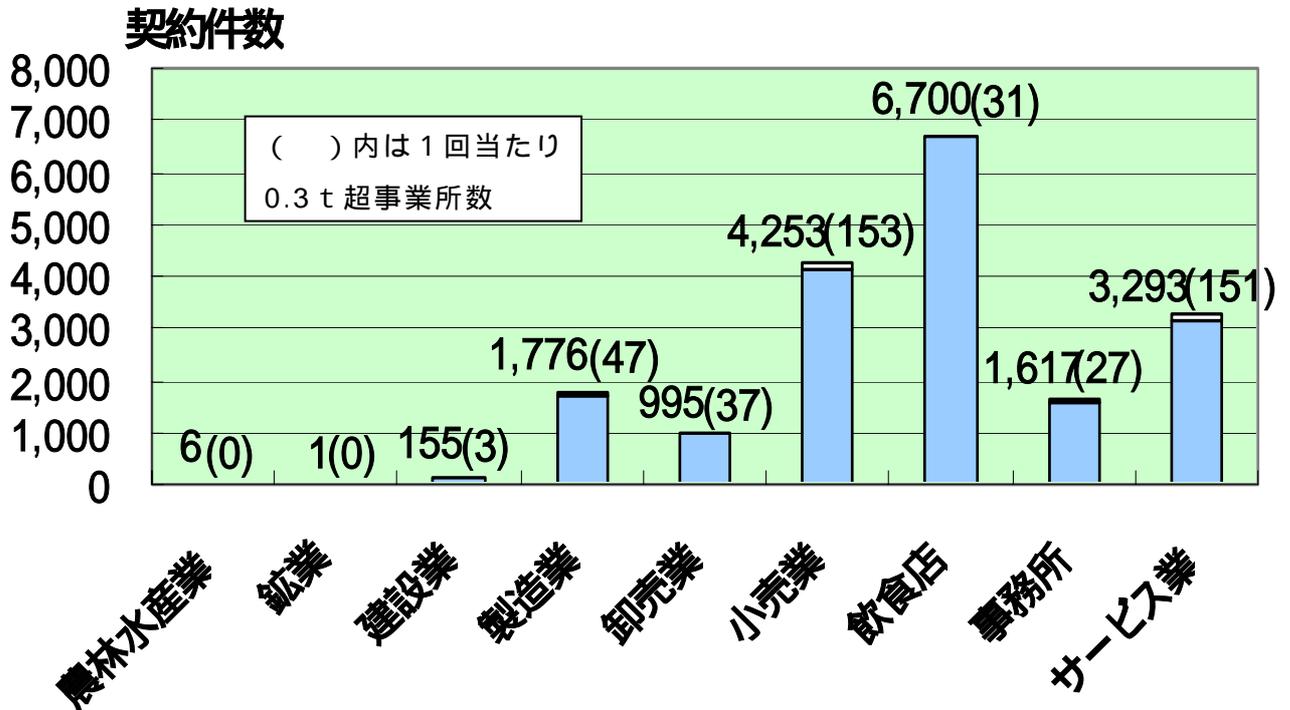
許可業者の1回当たりの搬入量(平成15年度実績)...1.8 t  
これを上記の手数料体系に当てはめると、1.8 t 分の搬入手数料は  
 $(300 \text{ kg} \div 100 \text{ kg}) \times 1,000 \text{ 円} / 100 \text{ kg}$   
 $+ ((1,000 \text{ kg} - 300 \text{ kg}) \div 100 \text{ kg}) \times 1,400 \text{ 円} / 100 \text{ kg}$   
 $+ ((1,800 \text{ kg} - 1,000 \text{ kg}) \div 100 \text{ kg}) \times 1,800 \text{ 円} / 100 \text{ kg}$   
 $= 27,200 \text{ 円}$   
従って、業者収集ごみ 1 t 当たりの平均単価は  
 $27,200 \text{ 円} \div 1.8 \text{ t} = 15,111 \text{ 円}$   
15,000 円

持込手数料をベースとするならば、持込手数料の第1区分～第3区分のいずれかを許可業者料金とするか、上記のように算出した1 t 当たりの平均単価を適用すべきである。

ただし、1 t 当たりの平均単価については、前回改定時に、持込手数料体系に累進制を導入したことに伴い設定したものであるが、これは持込量が多いほど負担が大きくなるという、累進制の本来的な考え方にそぐわないのではないかという問題もある。

### (3) 許可業者の契約件数と1回当たりの排出量が0.3tを超える割合

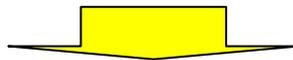
排出事業者の業種別に見た許可業者の契約件数と、1回当たりの排出量が0.3tを超える割合は、下のグラフのとおりである。なお、全体に占める1回当たり0.3t超排出事業所数の割合は、およそ2.4%である。



### (4) 許可業者料金として適用すべき持込手数料の区分

#### 【 現 状 】

- ・ 許可業者と契約している排出事業者の1回当たりのごみ排出量は、0.3t超が2.4%あるものの、ほとんどの場合これ以下である。
- ・ 排出事業者への料金転嫁を進める場合、転嫁すべきは、その排出実態に合った0.3t以下の持込手数料となる。



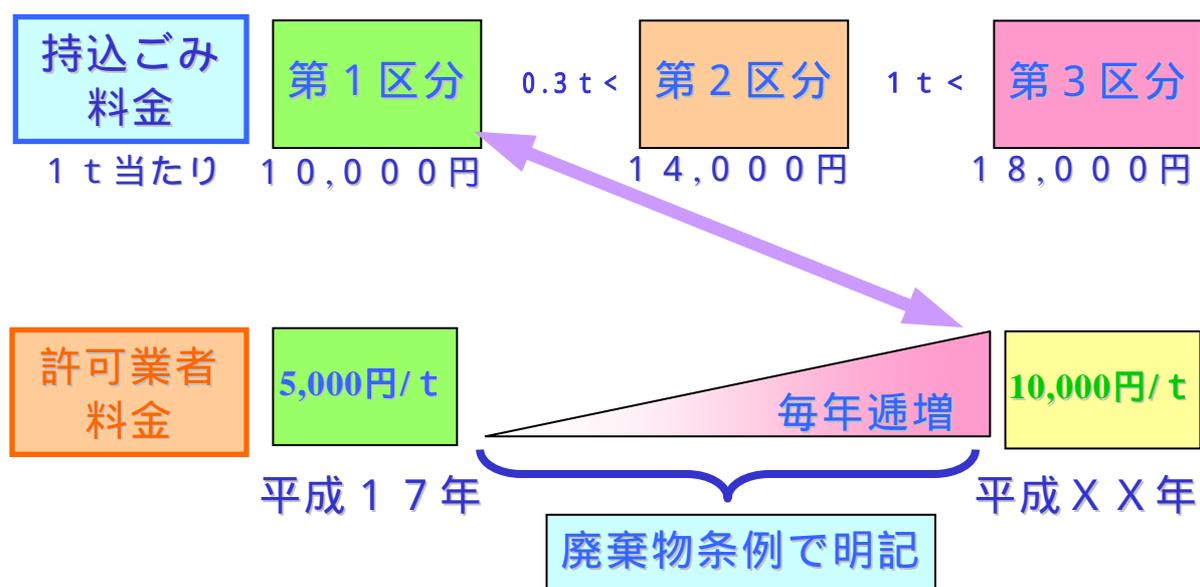
以上の現状を踏まえると、許可業者料金として適用すべき持込手数料の区分については、次のようにまとめられる。

許可業者料金としては、持込手数料体系の第1区分である10,000円/tを適用するのが妥当ではないか。

### (5) 許可業者料金の基本的考え方

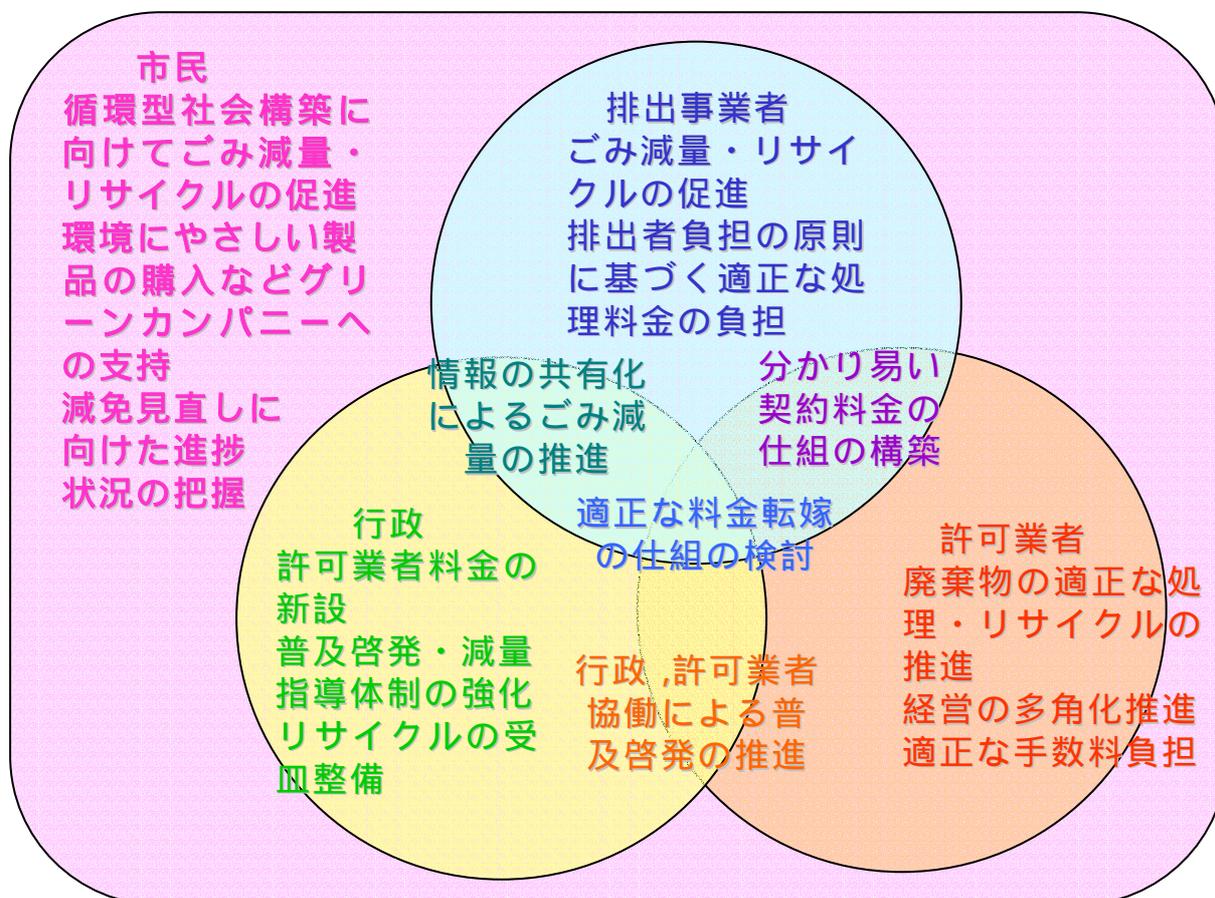
持込手数料の第1区分を適用するとの前提に立てば、許可業者料金の基本的考え方としては、例えば次のようなことが考えられる。

最終的な許可業者料金は10,000円/tとし、その額に至るまで現状の5,000円/tから毎年金額を引き上げていく。なお、各年度の金額は廃棄物条例で明記する。



### 3 減免見直しに向けた各主体の役割分担

減免制度の見直しに向けた，排出事業者・許可業者・市民・行政それぞれの役割分担は，例えば次のようにまとめられる。

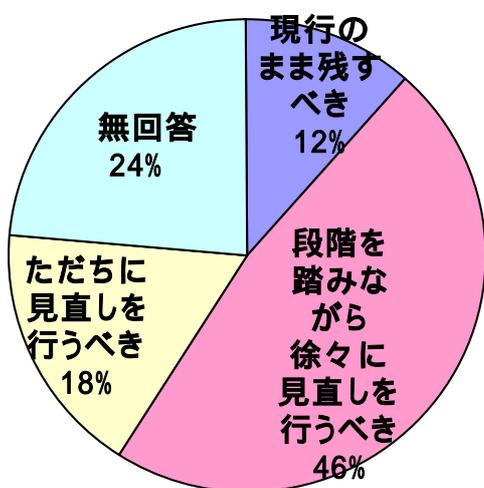


【排出事業者アンケート結果補足】

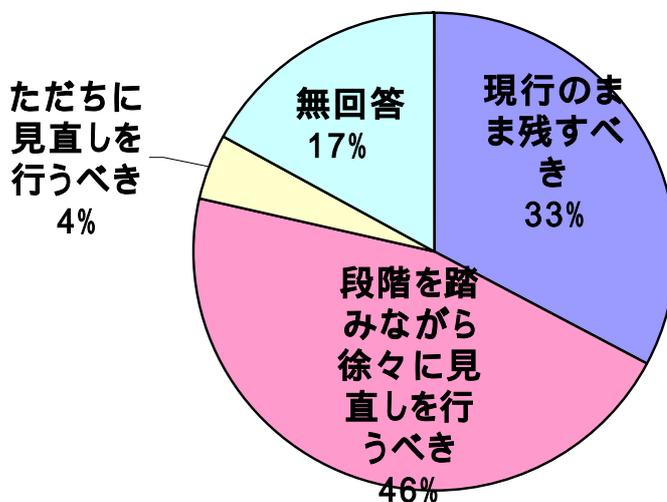
「減免制度の今後のあり方」（従業員規模別）

排出事業者アンケートにおける標記の設問に対する回答を従業員規模別にまとめたところ、いずれの規模別グラフでも、「段階を踏みながら徐々に見直しを行うべき」「ただちに見直しを行うべき」と答えた事業所が合わせて半数以上を占めており、従業員規模が小さいところでは減免制度を見直すべきとする意見が少ないとは必ずしも言えない結果となった。

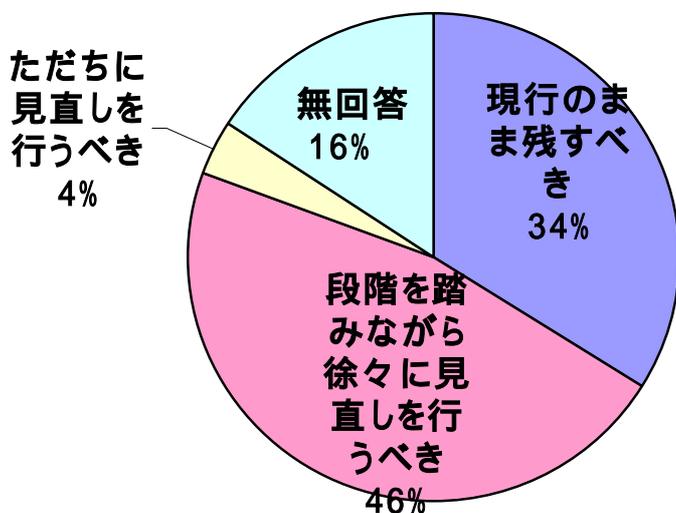
10人未満：N = 17



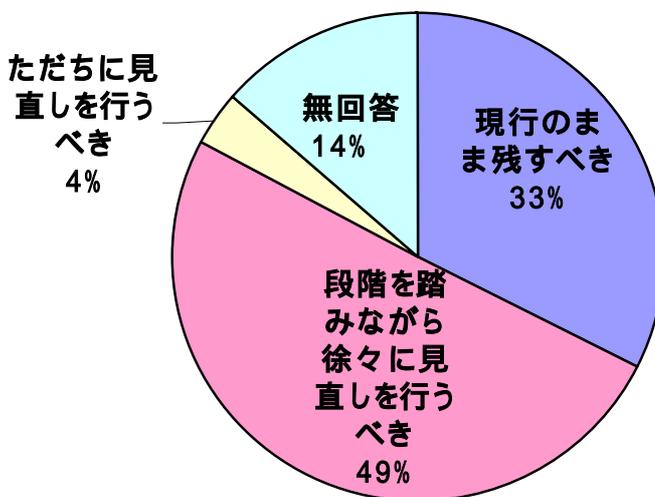
100人未満：N = 272



50人未満：N = 229



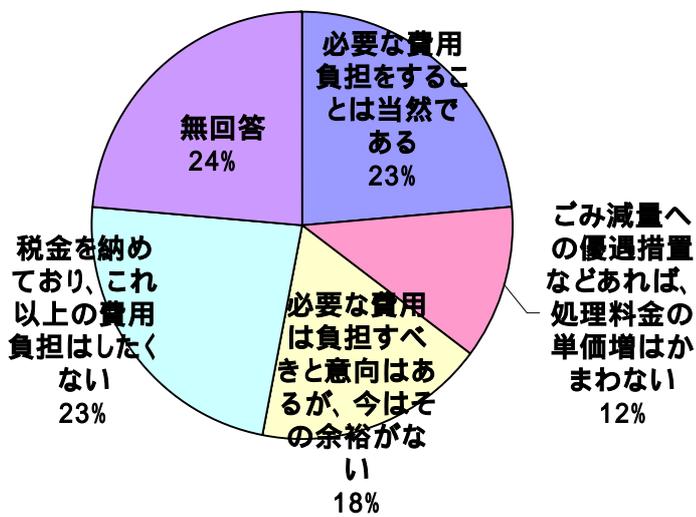
全体：N = 421



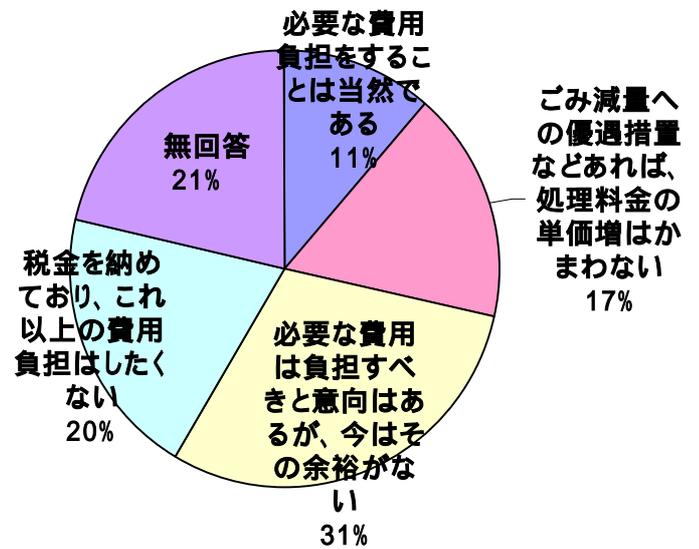
「減免制度見直しによる負担について」（従業員規模別）

排出事業者アンケートにおける標記の設問に対する回答を、前頁と同様に従業員規模別にまとめた。いずれの規模別グラフでも、「これ以上の費用負担はしたくない」と回答した事業所が約2割あるが、「必要な費用負担をすることは当然」「ごみ減量・リサイクルを進めれば負担が軽減される仕組みなどがあれば負担が増えてもかまわない」と回答した事業所が合わせて約3割に上っており、従業員規模が小さいところでは必要な費用負担を敬遠する意見が多いとは必ずしも言えない結果となった。

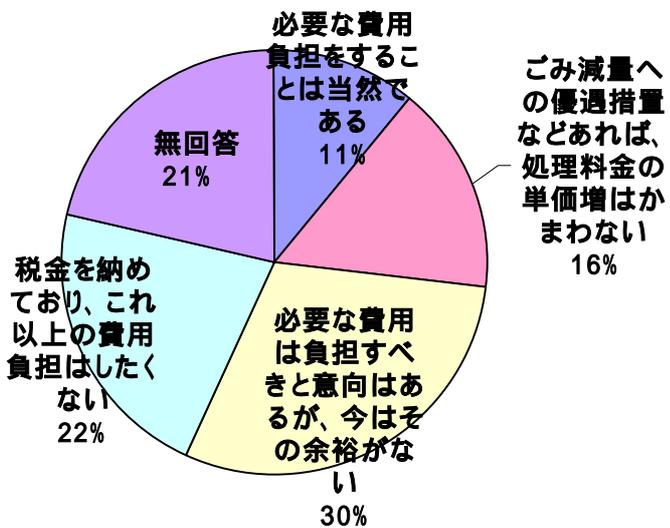
10人未満：N = 17



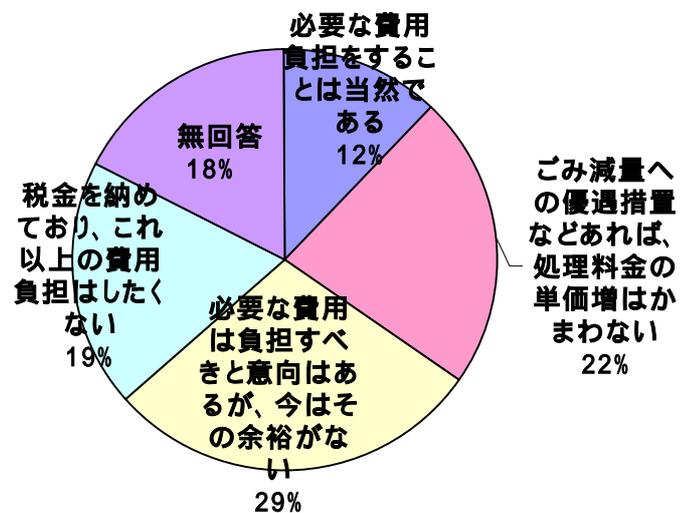
100人未満：N = 272



50人未満：N = 229



全体：N = 421

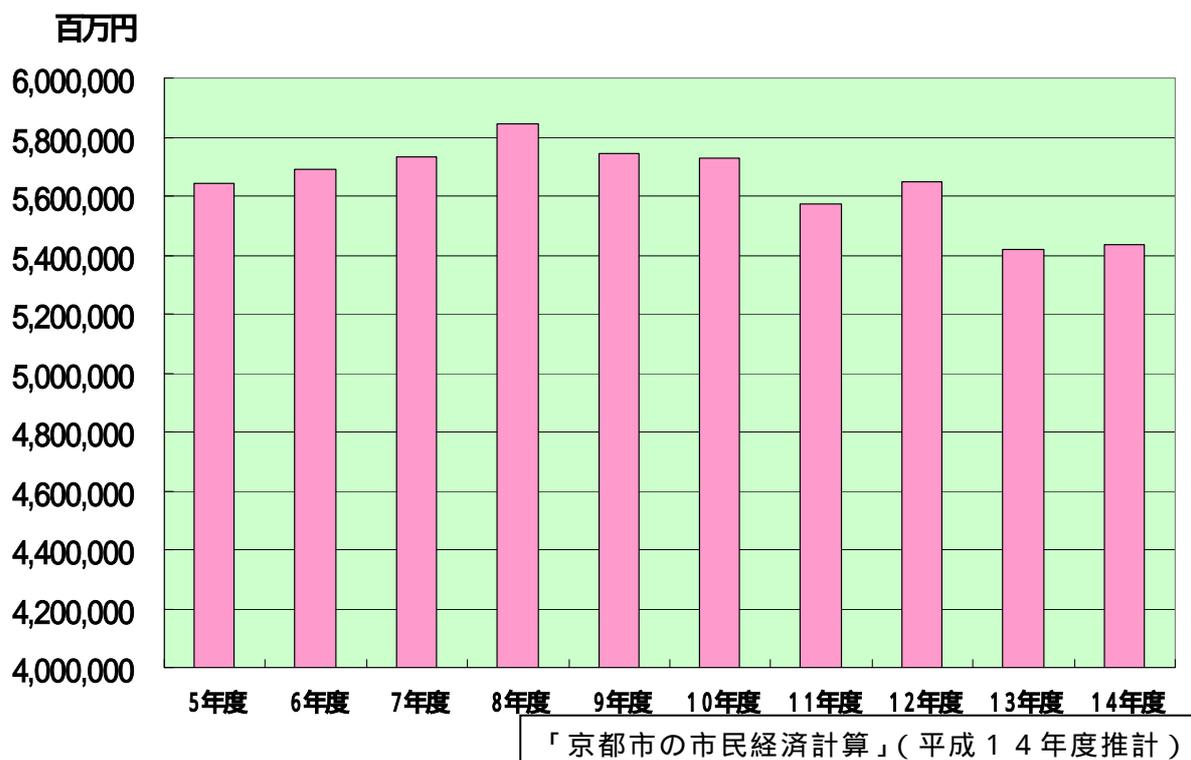


【参考：京都市経済の現状】

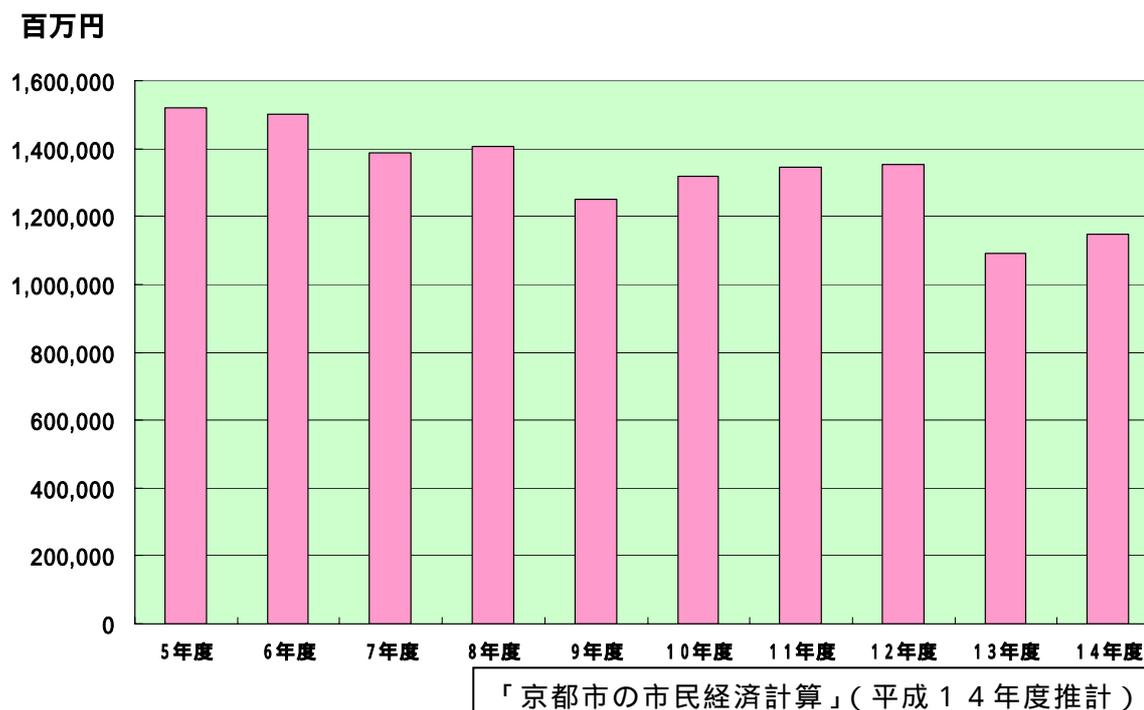
京都市の市内総生産額や営業余剰・混合所得（生産活動によって生み出された総生産の額から雇用者報酬を差し引いたもの）は、いずれもここ数年微増・微減を繰り返しながら推移しているが、全体としては減少傾向にあり、事業者の経営状況の厳しさをうかがわせる。

また、平成13年度には、IT関連需要の冷え込みなどで全国的に景気が大きく落ち込んだ余波を受けてか、相当の幅で減少している。

市内総生産額の推移



営業余剰・混合所得\*の推移



#### 4 今後のスケジュール（案）

平成17年6月27日	第9回部会 ・許可業者料金の基本的考え方
	
平成17年7月15日	第10回部会 最終まとめの策定
平成17年7月26日	第36回審議会 ・部会から最終まとめの報告 ・最終答申の審議
	最終答申（案）の提出・公表
	
	17年度中に市会へ条例案上程（予定）